

\\ 他にもあります！できること //

健康保険証として使える！

初めての医療機関でも、本人の同意のもとで医師・薬剤師と特定健診・薬剤情報などが共有でき、より良い医療が可能になります。

⚠ 健康保険証としての利用には、マイナンバーカードと健康保険証を紐付ける手続きが必要です。市民課および各市民サービスセンターにおいても手続きが可能ですので、マイナンバーカードと利用者証明用の暗証番号（4桁の数字）をご準備の上、窓口へお越しください。

マイナポータル^(※1)を使って暮らしをもっと便利に！

マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、様々な行政サービスをオンラインで申請できます。例えば、引っ越しの手続きやパスポートの新規取得・更新の手続きが可能です。転入の手続きや、パスポートの受け取りは窓口で行いますが、オンラインで24時間申請可能で、窓口に行く回数を最小限に抑えられます。

⚠ 申請には、マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン等が必要です。

(※1) 政府が運営するオンラインサービス

マイナポイントの申請をしよう！

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請していただいた方^(※2)は、マイナポイント第2弾、最大20,000円分のポイントが受け取れます。

マイナポイントの申請手続き期限は令和5年9月末まで延長されています。平日、市民課および各市民サービスセンターで手続きサポートを行っていますので、ぜひお越しください。

なお、マイナポイントの申請は、マイナンバーカードを受け取っていただいた後に行う必要があります。

(※2) 令和5年3月1日にオンライン申請をした方を含む。

市民課と各市民サービスセンターでマイナポイント申請サポートの対応を行っているキャッシュレス決済サービスは、ゆめカード・WAONカード・nanakoカード・PayPay（事前に決済サービスIDとセキュリティコードを確認できる方）のみです。その他の場合は、ご自分のスマートフォンなどで対応をお願いします。

【マイナポイントの申請手続きに必要なもの】

- ①マイナンバーカード
- ②利用者証明用の暗証番号（4桁の数字）
- ③対象となるキャッシュレス決済サービス
- ④本人名義の口座の通帳

マイナンバーカードを活用して受けられるサービスは、民間サービスなどでも利用が広がっています。カードの申請や受け取りのご予約、マイナポイントの申請などについては、お気軽に市民課までお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎ 52-8001

マイナンバーカードでできること

マイナンバーカードは、本人確認書類になるだけでなく、様々な場面で活用できます。カードを利用して『できること』を一部ご紹介します！



コンビニで各種証明書が取得できる! 手数料は200円

近くのコンビニエンスストアのマルチコピー機で、住民票の写しや課税証明書などが取得できます。マルチコピー機設置店舗に限り、午前6時30分から午後11時まで（メンテナンス時を除く）ご利用いただけます。

⚠ 15歳未満の方や、成年後見人およびDV支援措置により交付制限を受けている方を除きます。あらかじめご了承ください。

マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号（4桁の数字）を入力し、本人確認を行う必要があります。利用方法等詳しくはこちら→

